



## 令和8年度（2026年度）事業計画

東京湾水先区水先人会

### I. 水先業務を取巻く情勢

例年に倣い令和8年度（2026年度）の事業計画を策定するに当たり、東京湾水先区水先人会（以下、当会という。）を取り巻く諸情勢について概観し、会員各位と認識を共有する。

#### （1）感染症への当会の対応

国際物流の要衝である東京湾において、水先業務の安定的な提供は社会基盤の維持するものであり、当会としては、感染症に対してマスク着用、手袋等の保護具着用、手洗い等の手指衛生、換気、人と人との距離の確保、三密回避行動等、対応は状況に応じて個人の判断に委ねるが関係当局や検疫所等と緊密な連絡を取り、昨今の情勢の変化を踏まえつつ慎重かつ適切な対応をしていく。

#### （2）会員数の状況について

3月1日現在の当会の会員数の状況は、総数144名（一級117名、二級17名、三級10名。陸上勤務者6名を除くと実稼働者は138人）であり、全国34水先区の中で最大規模の水先人会である（全国の水先人数は571名）。令和7年度中に旧制度水先人全員が退会となり、会員全員が新制度となった。

また、水先人養成制度の変遷に伴い出身母体は多様化し、世代交代が着実に進んでいる。今後の退会者は、毎年5～6人程度で推移する見通しである。今後の水先人の募集人数は、退会者の状況及び経済的な動向をみながら慎重に検討する必要がある。

#### （3）水先業務量の現況について

2025年度は、米中関係や為替動向の影響を受けつつも、全体としては緩やかな回復基調で推移した。

2025年1月～12月の水先作業数は、約4万1700隻（月間平均約3,470隻、1日平均約114隻）と僅かながら増加に転じ、昨年と比較し1%増の実績となった。

新年度についても、国際政治情勢や紛争リスクなど依然として不確実な要素を含んでいるが、社会情勢の変化を注視しつつ、業務量の持続的な改善を期待したい。

#### (4) 船舶の大型化・多様化の対応について

横浜区では、南本牧埠頭において15万DWT級の大型コンテナ船の寄港が常態化しており、特にMC3/4バースは日本で唯一の大水深(18m)バースとして、今後も更なる大型船の寄港が見込まれている。また、設備増強のうえ新たに供用を開始した本牧埠頭D岸壁においても、15万DWT級大型コンテナ船の寄港が開始された。

東京区においても、同規模の大型コンテナ船が定期的に寄港しているほか、大型客船の横浜区・東京区への寄港も年々増加している。東京国際クルーズターミナルでは、本年2月に世界最大級の客船(21万GT、LOA342m)が寄港し、さらに昨年には同ターミナルに英国空母(9.5万GT、LOA280m)が寄港するなど、受け入れ船舶の多様化が進んでいる。

川崎区においては、扇島地区のJFEスチール跡地を活用したカーボンニュートラルエネルギーの受入・貯蔵・供給拠点の建設が進められており、数年先には液化水素運搬船の受入れが予定されている。

また、LNG船については、既に数年前から「さやりんご」型の大型(二軸二舵、18.8万 $m^3$ 型)船が就航し、東京湾内のLNGバースに寄港している。

このように、いずれの港区においても、新造バースにおける受入基準の策定に加え、船舶の大型化・多様化に対応した既存バースの受入基準の見直しが求められている。

当会としては、船舶の受入れに際し、安全を最優先とし、港湾局、バース管理者、海上保安部等の関係者と協議・検討を重ねるとともに、必要に応じて操船シミュレーターによる検証や実船トライアルを実施するなど、安全性を確認しながら慎重に対応している。

また、特殊な設備を有する省エネ船の寄港、通常船と比べてパラレルボディが短い自動車船の増加、後方視界が不良なRORO船への対応など、特別な配慮を要する船舶も近年増加している。当会としては、これらの船舶の受入れに際しても、水先人への適切な情報共有を行うとともに、技術的観点からの安全対策について関係者に強く要望している。

さらに、従来の技術に加え、大型化・高度化した船舶を安全かつ効率的に嚮導するために必要な技術・技量を有する水先人の養成・維持を図るべく、水先人会における研修・教育の充実はもとより、個々の水先人の努力とモチベーションを一層高めていくことが重要である。

#### (5) 東京湾内の港湾整備や航行管制等の状況について

東京区ではY3バース、横浜区では新本牧埠頭、川崎区では扇島地区における各種建設工事に加え、京浜運河に架かる川崎港臨港道路の橋梁工事がそれぞれ進められている。これらの工事については、管轄官庁を含む関係者

による安全対策協議会等が継続的に開催されており、当会としても安全運航の確保に資するよう、積極的に提言・要請を行っていききたい。

また、千葉港においても、近年の気象・海象の激甚化への対応として、港内の静穏度向上を目的に千葉中央防波堤の築造工事が進められている。

当会としては、これらの工事内容や進捗状況を十分に把握・理解したうえで、安全運航の達成および維持に向け、引き続き積極的に協力していく。

## (6) 日本水先人会連合会（以下連合会という）の主たる活動等の関連事項

### 1) 水先人の人材確保・育成等に関する検討会関連

#### ① 国交省、船協との連絡会

2023年度をもってモニタリング委員会は廃止されたが、それに代わり国交省・船協との意見交換の場は必要であるとの認識のもと、安全かつ円滑な水先業務の確保と水先人派遣体制の整備などのため、情報交換する目的で連合会・国交省・船協で構成される「三者による連絡会」、ならびに従来の「船協・連合会業務連絡会」は定期的開催されている。

#### ② 二級及び三級水先人の募集人数について

2023年の同検討会「第四次とりまとめ」により、全国の水先区において令和5年度から7年度まで、二級水先人は毎年2人、三級水先人は毎年2人+ $\alpha$ （ $\alpha$ は3人以下の範囲内で、 $\alpha$ については、毎年、一級水先人の応募状況を確認し決定）の募集人数とすることが認められた。

今年の2月に開催された同検討会において同募集人員の見直しを検討され、「第五次とりまとめ」として、全国の水先区において令和8年度から令和10年度までは、現行同様、二級水先人は毎年2人、三級水先人は毎年2人+ $\alpha$ （ $\alpha$ は3人以下の範囲内で、 $\alpha$ については、毎年、一級水先人の応募状況を確認し決定）ただし、上記期間中において、一級水先人応募者数が募集人員を下回り、水先人の確保に影響が出た場合、改めて二級及び三級水先人の募集人数の増員を検討するとしている。

## (7) 飲酒問題

昨年来発生した飲酒に関連する不適切事案を重く受け止め、再発防止の徹底を図るため、引続き飲酒問題に関する各種対策を実施する。

その実効性を高めるため、水先人一人ひとりの意識向上を図るとともに再発を防止するための体制および仕組みの整備を進め利用者ならびに関係各位からの信頼回復に努めるものである。



(8) 水先証明書（パイロットバウチャー）の電子化について

近年、社会全般で「ペーパーレス化・デジタル化」が進んでおり、当会においても、業務効率化・コスト削減を図るため水先証明書（パイロットバウチャー）および水先料金請求書等の電子化について検討を行っている。

5年ごとに実施する水先業務支援システムの更改（次回2028年）に併せて導入すべく、代理店への説明・確認、システム開発会社との打合せ・業者選定等を行っており、2026年度にはシステム開発の要件定義・システム仕様・費用見積もりを決定し、理事会・総会に諮る予定である。

## II. 令和8年度（2026年度）の重点目標

I. で述べた水先業務を取巻く情勢を踏まえ、かつ、水先制度の目的である「船舶交通の安全を図り、併せて船舶の運航効率の増進に資する」を基本的に、昨年度の重点目標を引き継ぎつつ、令和8年度（2026年度）の重点目標を次の通りとする。

(1) 水先業務の安定した提供を継続すること

水先人は、水先法の基本的理念である“応招義務”を果たし、水先利用者に対する水先業務の安定した提供を行う義務がある。また、当会の水先人就業基準及び配乗マニュアル等々の規程に従って日々の業務を遂行し、水先利用者に満足される水先業務を安定的に提供し維持しなければならない。水先人は平素から自らの技術・技能を向上させ、モチベーションを高め維持していくことが求められる。

また、安全で安定した水先業務を提供することは、水先人のみで行えるものではなく、水先人と職員がお互いの職務・職責を理解し合いながら、一体感を持つことが極めて重要である。

(2) 船舶の航行及び港内業務の安全運航を確実にすること

各級水先人に対し一定の経験年数に達するまでは、技術研修会、操船シミュレーター訓練等及び業務評価／進級評価を継続的に実施することで、経験不足に起因する技術の低下を補う対策を継続的に行うこととする。更に、新たに出現する大型船やアジポッド船（客船）のような特殊船等に対しては、新規の操船シミュレーター訓練等を必要に応じて実施・充実することとする。

一方で、水先人が関わる事故や不適切運航等は、依然として散発しており、水先利用者や関係官庁を含む外部関係者は、当会水先人の業務実態について厳しい目で注視している。水先人各位においては、これらの現状を真摯に受け止め、次の点について、再度、認識を新たにして安全運航の達成に

最大の努力をお願いしたい。

- 1) SAFETY BULLETIN の事故・トラブル事例や各種操船参考資料等を積極的に研究し、これらを有効に活用した事故防止対策の確実な実行が必要である。また、適切な航行計画及び入出港計画を立案し、PIC に明記して船長・乗組員との BRM に有効活用すること。
- 2) 着棧・着岸操船にあつては、標準として定められている棧橋・岸壁への安全かつ適切な減速コントロール、平行停止距離 (2B) 並びに最終着岸速度 (5cm/s 以下) を、安全上支障の無い限り順守すること。  
また、離棧・離岸時においては、気象条件及び船型を考慮して回頭時に安全な離隔距離まで引き出すこと。
- 3) 水先業務を行うに当たっては、東京マーチス管制官と緊密なコミュニケーションを維持し、情報の入手と相互連絡に努めること。また、関係船と適切に情報交換し双方の意思確認を確実にすること。
- 4) 港内及び航行業務中は、見張りが重要である。その上でレーダー、ECDIS、港内タグ、エスコートボート及び本船乗組員との BRM 等を有効かつ確実に利用・実行する必要がある。また、PPU はあくまでも個人の責任において使用されるものであるが、航海・操船のための有効な支援ツールとなっている。

当会では所有率 9 割を超えており PPU ワーキンググループによる勉強会を開催して正しい使用方法を学んでいる。

### (3) 会則実効性の強化を図ること

水先業務や水先人の品位保持については、当会の事故防止対策委員会や安全管理小委員会にて判断し、当該水先人に対する水先人会の措置を決定しているが、これは、水先人会の運営自治をより確かなものにするための自助努力であり、安全運航の達成に対する水先人の自覚を促して認識を深める手段である。

### (4) 新入水先人及び進級一級水先人等に対する充実した養成教育を実施すること

#### 1) 新入水先人の養成教育

実務研修等の規程に基づき、引き続き入会後の実船研修 (共同操船) 等を充実させて実施していく。

水先業務の開始初期の基礎的な操船技術の教育・訓練と実船経験を実施・習得し積み上げることは、その後の水先業務を行う上での基盤となり、技術の向上と維持に大きく寄与するものと考えられる。

#### 2) 進級一級水先人の養成教育

二級、三級水先人として入会した水先人から既に 35 名の進級一級

水先人が誕生している。また、進級一級水先人に対しては、一級水先人に相応しい技術者となるに必要な各種の教育・研修を具体的に進め、業務制限及びキャリアパスプランは、安全性の確保を最優先にしている。

3) その他の水先人の教育

上記1)及び2)以外の水先人は、各級毎の業務制限に応じた技術研修会や操船シミュレーターによる訓練等を継続的に実施し、操船技術レベルの維持・向上に努める。特に、大型化する船舶や特殊な船舶の業務に備えるための技術研修、及び特定のバースに対する技術研修等、各級毎に必要な応じて対応する。

### Ⅲ. 令和8年度(2026年度)の各事業

会則第4条に定める事業に関し、具体的に実施する内容は次の通りである。

(1) 会員の品位保持に関する諸施策の実施

- 1) 会員に対する指導、監督及び連絡に関する事項の実施
- 2) 会員に対する適正な飲酒対策の徹底
- 3) ハラスメントの防止に関する規程の適切な運用
- 4) 会員の継続的かつ定期的健康管理の実施
- 5) 事故防止対策委員会及び綱紀委員会の定期的開催
- 6) ISO管理委員会の開催及びISO品質管理システムの運用
- 7) 連合会が実施する安全・新人研修の受講

(2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務の実施

- 1) 会員の行なう水先業務の引受及び配乗等のオペレーション業務の効率的実施、及び水先料請求收受業務の確実な実施
- 2) 上記1)を実施するための水先業務支援システムの改善と維持
- 3) 業務運営協議会の定期的開催
- 4) ユーザー対応窓口等を活用したユーザーからの意見の聴取及びユーザー対応委員会の定期的開催
- 5) 総会、理事会、総務委員会、業務委員会、財務委員会及び海務委員会の定期的開催、並びに定例会及び各種説明会の適宜開催
- 6) 財務諸表の公認会計士による監査及び情報公開基準に従った情報公開
- 7) 個人情報保護方針に基づく水先人、職員の諸情報の保護と情報管理の確実な履行
- 8) その他当会の目的を達成するために必要な事項の実施



- (3) 水先人の養成に関し必要な諸施策の実施
  - 1) 新入会員及び進級水先人に対する実務研修の実施
  - 2) 水先修業生及び進級課程水先人に対する水先実務修習の実施
  - 3) 教育訓練センターによる教育訓練計画の立案とその実施
  - 4) 会員に対する技術研修及び業務評価等の実施
  - 5) 操船シミュレーターの活用による会員の操船技術の向上と習熟
  
- (4) 連合会が行う水先人確保に関する必要な協力の実施
  - 1) 連合会からの他水先区への派遣支援要請があった場合、派遣支援水先人の選定を適正に行うこと。
  - 2) 選出された派遣支援水先人に対し、連合会及び派遣先水先人会との間の事務手続き、事務処理について適正に支援すること。
  
- (5) 当会及び会員の業務に関する連合会及び官公署等との連絡協議の実施
  - 1) 連合会の要請による理事、その他の役員及び委員等の派遣
  - 2) 諸関係団体・組織に対する理事、その他の役員及び委員等の派遣
  - 3) 海上保安部及びその他関係団体との安全講習会、業務連絡会、意見交換会等の適宜開催

以 上